

学童保育 子どもが安心できる居場所づくり

象地域設計 栗林 豊

第17回

「小1の壁」 学童保育の待機児童

2014年5月の厚生労働省の発表では、放課後児童健全育成事業の放課後児童クラブ（以下、学童）は全国で約2万2千カ所、利用児童は約93万6千人です。厚生労働省の待機児童の定義は、利用申し込みしながら何らかの理由で利用できなかった児童数としており、2014年5月の時点で全国に9945人です。

ところが2013年3月に保育所を卒業して小学校に入学した児童は約46万人おり、学童に入所した新1年生は約31万人と、15万人ほど差があります。要求がありながらもそもそも申し込みで済まない人や地域に学童がない場合などを考慮し、低学年はもちろんのこと高学年を含めると、潜在的な待機児童は40万人ほどいると全国学童保育連絡協議会は推測しています。

これは小1の壁と呼ばれる問題の一面です。子どもの就学を機に親が、特に母親が仕事を辞めざるを得ない状況や、仕事を続けるにもそもそも学童が地域にない、または入れる見込みが

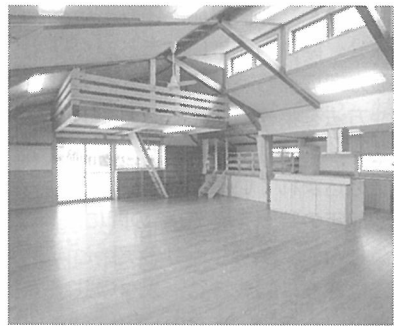
なく入れそうな地域へ引っ越す家庭もあるといえます。

■制度としての課題

2014年に国により学童の設備や運営に初めて統一基準が示されました。これを受け各市区町村は条例を定め、2015年4月より新基準による運営が開始されています。市区町村が従うべき最低基準としては、放課後児童支援員を1カ所（支援単位）ごとに2人以上配置し、そのうち1人は有資格者とする

ことです。また、利用対象を3年生までから6年生までに広げています。その他、1支援単位におおむね40人以下の児童とすることや、広さは児童1人につきおおむね1.65㎡とすること、開所日が年間250日以上とすることなどの基準を踏まえて条例を定めることになりました。

しかし現在、学童が行われていない建物はさまざまです。2014年2月の時点で、学校の空き教室利用が28%、学校の敷地内施設24%と過半数が小学校内にあります。設置と運営の内訳は、全体の8割が公設です。公設公営が39.4%、公設民営が43.7%、民設民営が16.9%



写真提供：Save the Children Japan (左も)

であり、6割を超える運営が民間で行われています。

普段私たちが設計などで関わる事例は、民営で社会福祉法人が運営するケースなどです。

少ない事例ですが、東日本大震災の復興支援で、建設に関わった学童は、民間の寄付を活用し新築や増築を行い、竣工後に市へ管理を移管後、父母会などの既存の運営主体での運営でした。設置、維持管理、運営が自治体や地域によりさまざまに行われており、建物に対する基準なども地域の裁量に任されている部分が多いと言えます。

学童は閉所時間が保育園に比べ早いと、学童後の学童に取り組み保育園もあります。また、都心部では学童と塾の中間に位

置するような民間施設がビジネス展開する動きも見られます。たとえばさまざまなスポーツやダンス、水泳、英語や音楽など利用者がニーズに合わせて内容を選ぶことができるものです。公的な補助金が付かない場合がほとんどなので、家庭の経済的負担が増え、広く受け皿にはなり得ていないと考えられます。

■制限が多い空き教室利用の学童保育所

学童の管轄は文部科学省ではなく、厚生労働省であることも影響するの、小学校内にあり同じ児童が通う学童でも、学校との連携が密に取られているところはやはり少ないようです。公設の場合は空き教室の利用も多く、小学校との関係で利用できる施設や利用時間に制限がある点に苦労があり、貸す側と借りる側お互いの都合と遠慮があります。子どもを中心に、子どもたちが安心してのびのび過ごせる放課後の居場所づくりのために、より綿密な連携と協力関係づくりが課題です。

学童は生活の場であるため、おやつや食事を取る場面があります。そのために、流しや冷蔵

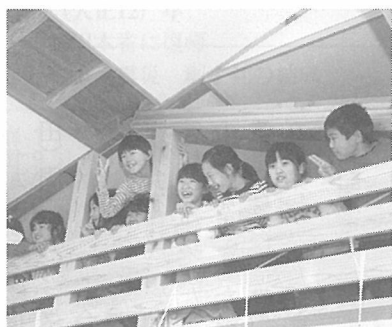
庫などの調理スペースが必要で、手作りおかしや子どもたちのクッキングなどができる環境の要求があります。学校の空き教室ではこうした学童特有の設備を設置したり、利用したりすることが難しい場合が多く、管理の都合からトイレも校舎内の児童用トイレではなく屋外のトイレを利用するような制約がある例もあります。

■面積基準が曖昧な中、限られた空間を工夫

1人1.65㎡という目安はあるものの必須ではないため、実態としては基準を満たしていない学童も多くあるようです。

放課後はもちろんですが、土曜日や長期休暇中には子どもたちは朝から夕方までを学童で過ごします。

一斉授業の小学校の教室とは異なり、それぞれの興味やリズムによって過ごし方が変わります。宿題や読書など静的な過ごし方を選択する子どもたちや時間帯があり、一方で活動的な動きや遊びの場面があります。おやつや食事の場にもなり、体調の悪い子どもが横になってゆっくりできるスペースも確保する



ことが求められます。限られたスペースの中にとのよう静と動の活動を共存させるのが課題です。

待機児童が多い状況では、限られた建物面積と予算で何を優先するかという選択が重要です。質より量を求められがちな状況で、建築としては空間の時間による使い分けや場面転換を想定し、有効に使える工夫を打合せの中で検討していきます。

■子どもの過ごし方に合わせて素材選び

あわせて、子どもの過ごし方にあう仕上げ材、素材の選び方も重要と考えています。動的な活動に合う床材、床に座り込んで遊んだり、読書や勉強でゆっ

くりするスペースには柔らかさや温かみのある床材を用いる使い分け、それを敷物で対応することもあります。補助金や運営費が潤沢にはない現状で、工事費はもちろん運営やメンテナンスを考えると素材を選択する必要があります。手が良く触れる腰壁、壁の掲示の仕方、修繕の時期や費用なども念頭に素材を検討し、打合せで決めていきます。

■学童保育が6年生までに拡大し設備などへの配慮も

学童ではこれまで原則3年生までを対象としてきたため、設備などの設定にも配慮が必要です。手洗い、窓、家具の高さは1年生から6年生までを対象とすると、高さをどう設定するか運営する先生方との確認が重要です。幅広い年齢や体格の子どもたちの動きを想定して検討し、1年生にあわせた時の6年生の使い方や、高学年にあわせた時の低学年への援助方法などを確認しておく必要があります。

■様々なケースでつくられる学童保育——子どもが安心して過ごせる場を保障する制度を

都内で設計・監理の相談を受

けたある学童は、保育園を運営する社会福祉法人が複数の学童運営に発展するお手伝いになりました。保育園からつながる父母や地域の要望を受け、協力して行政に働きかけることで小学校内にプレハブ建設にこぎつけたものの、小学校内にあったプレハブと運営を引き継いだものの、店舗や民家を改修し民設民営として補助を受けて運営に至ったもの。立地や建物状況と運営方針にあわせて、優先順位を相談して部分的な改善工事をした事例等です。

学校の敷地内だと校庭を屋外活動で使えることもありますが、民家や店舗では庭がある場合が少なく、外遊びの場所は近くの公園となります。学童の場所や条件により、屋内外での過ごし方や天候による活動の変化は各学童で特色があるため、それらを考慮しての計画を進めます。前述の学童後の学童として小学生を夕方から迎えている保育園では、一般の学童が終わる時間以降に小学生が過ごす部屋を想定しました。専用の部屋ではなく、時間帯によりどのよう使い分けられるかを考え、保育ではランチスペースとして位置

づけし、夕方までは園児が食事や机上の活動をするスペースで利用し、夕方からは学童として利用する場所を設けました。5歳児室をランチスペースの隣に配置することで学童でも合わせて利用でき、トイレは5歳児室と兼用にしました。延長保育との使い分け、遊具や収納スペースなども保育と学童の動きを検討しながら設定しました。

参考文献

- 池本美香「子どもの放課後の未来、学童保育の現状と課題」(「国民生活」2014年2月号)
- 「特集・子どもの居場所をつくる」(「建築ジャーナル」2013年12月、No.1219)
- 「待機児童対策 質・量ともに課題」(「東京新聞」2015年2月4日)